

老人保護措置費負担金の債権放棄について

1 債権の概要

65 歳以上で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人が、やむを得ない事由により特別養護老人ホームに契約入所することが困難な場合は、老人福祉法に基づき、市が職権により措置入所させることとしている。介護保険法に基づく給付を受けることができる人については、本人の自己負担分を市が措置費として施設に支払い、その後同額を、老人保護措置費負担金として市が徴収する仕組みになっている。

2 債権放棄に至る経緯

被措置者は令和4年2月から低栄養と褥瘡悪化により入院したが、生活の全てで介護が必要な状態となった。退院後は介護保険施設への入所が検討されたが、医療費の返済等による生活困窮と身寄りがないことにより契約入所が困難であったことから、令和4年4月にやむを得ない事由による措置により、特別養護老人ホームに入所した。

その後、本人に代わり契約事務や財産管理を行う成年後見人が就任し、令和4年8月に契約入所に切り替えたが、それまでに発生した老人保護措置費負担金は未納となっている。

成年後見人が本人の債務を調査した結果、多重債務があることが判明したため、破産申立を行い、令和5年10月11日に破産手続廃止及び免責許可決定となった。

破産により回収不能となった老人保護措置費負担金については、債権処理庁内検討委員会に諮ったところ債権の放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額

放棄債権	放棄理由	債権放棄該当事項 (浜松市債権管理条例適用条項)	件	放棄額
老人保護 措置費 負担金	破産手続き廃止及び 免責許可決定により	第12条第1項第2号に該当	1	595,091 円

(2) 放棄年月日 令和6年2月22日

【参考】 浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第 12 条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第 8 条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。